

多文化共生推進基本方針を策定しました

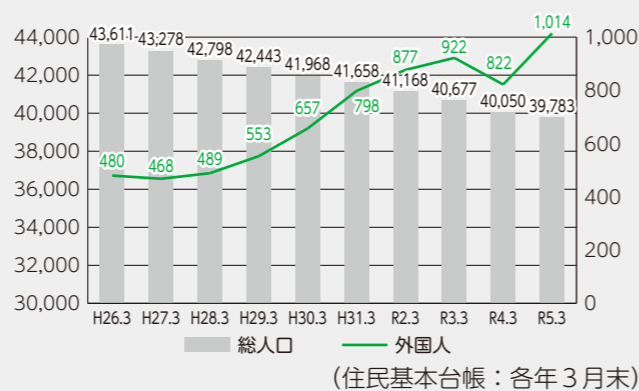
問い合わせ 地域振興課 ☎552-5112

丹波篠山市には、令和5年3月末現在で1,014人の外国人市民の方がいます。

これは、市の人口の約2.5%で、全国平均(2.2%)より高く、人数は年々増加している状況です。外国人市民の増加、多国籍化に伴い、さまざまな課題が顕在化し、外国人市民に対する配慮や支援が必要となっています。

国籍や民族、生活習慣などの互いの文化や背景を尊重し、共に支え合い、誰もが安心して住みやすい多様性が生かされた、豊かで活力ある多文化共生社会の実現を基本目標に、多文化共生を推進します。基本方針の詳細は市ホームページをご確認ください。

市の総人口と外国人人口の推移(人)



多文化共生社会の実現に向けた取り組み方針

I コミュニケーション支援

日常生活において、地域で暮らす人とのコミュニケーションが図れなかったり、行政サービスなどの必要な情報が得られなかったりする場合があります。[円滑なコミュニケーションへの支援]、[日本語および日本文化・習慣に関する学習支援]を体系的に進めます。

II 暮らしやすさの向上

教育や子育てなど、生活には、家族構成やライフステージなどによってさまざまな側面があるため、これらにかかわる制度を利用し、安心して生活できるように支援します。

III 多文化共生を推進する地域づくり

市民がお互いの文化や背景を尊重し、共生、協働するまちづくりを進めます。

IV 多文化共生推進体制の強化

多文化共生を推進するにあたり、関係課、関係団体と連携、協働を進めながら、推進体制の強化を図ります。

多文化共生とは?

さまざまな国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことです。

新設/ 多文化共生推進補助金をご活用ください

自治会や市内企業などが実施する、外国人市民との交流を図るなどの多文化共生を推進する事業に対して補助します。

- ・対象 自治会、市内企業など
- ・補助額 上限10万円/団体

本庁・各支所に「雑がみBOX」設置中 / 雑がみ回収にご協力ください

問い合わせ 市民衛生課 ☎552-6253



このマークがついているものを回収

○ 回収できる紙製品の一例

コピー用紙、トイレットペーパーの芯、はがき・封筒、包装紙・紙袋、パンフレット、紙箱 など
※ビニールやフィルムなどの付属物は取り除いてください。

✕ 回収できない紙製品の一例(紙マーク付きでも✕)

写真印刷紙、汚れやにおいがあるもの、アルミやフィルムなどで防水加工された紙
※新聞紙・雑誌・段ボールについては、第2水曜日の資源ごみ拠点回収や地域の資源回収をご利用ください。

一般ごみは捨てないでください!

特殊詐欺にご注意!

特殊詐欺対策として、自動録音電話機の購入を補助します



令和5年度における兵庫県での特殊詐欺の被害件数は1,224件、被害額は19億9,000万円となっています。犯人からの電話のほとんどは、固定電話にかかってくる。犯人にだまされないためには、「相手にしない」ことが大切。そのために、着信時に犯人が嫌がる事前警告メッセージが流れる機能と、自動で通話を録音する機能がついた電話機で対策しましょう。

市では高齢者を狙った特殊詐欺対策として、自動録音電話機などの購入を補助しています。ぜひ、ご活用ください。

自動録音電話機等普及促進事業補助金

- 対象者** 次の全ての条件を満たしている方
 - ①本市の住民基本台帳に記載される市内在住の方
 - ②申請時に満65歳以上の方またはその方と同居する世帯員の方
 - ③市税などの滞納がない方
- 対象機器** 次の機能が付いている電話機または録音機
 - ①自動で相手に通話を録音することを伝える機器
 - ②自動で通話を録音する機器
- 補助額** 自動録音電話機=上限1万円 ※100円未満外付け録音機=上限5,000円 は切り捨て。
- 申込期限** 12月13日(金)

問い合わせ 地域振興課 ☎552-5112

詐欺に注意

「コンビニで電子マネーを買って番号を教えて」は 全て詐欺です!

ウイルス感染 犯人 督促メール

詐欺

警告! ウイルスに感染しました。TEL xx-xxxx-xxxx

利用料金が未納です。TEL xx-xxxx-xxxx

記載された電話番号には電話しない!! 詐欺です! すぐに警察に通報を!

令和6年、丹波篠山市内においても、特殊詐欺の相談件数が増加しています! 十分注意してください。

篠山警察署 ☎552-0110

兵庫県篠山警察署長

令和6年度 個人市・県民税の定額減税が始まります

問い合わせ 税務課 ☎552-5306

● 対象者は自動的に減税されるため、申請は必要ありません

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を軽減するために、個人市・県民税の定額減税が実施されます。

対象 前年の合計所得金額が1,805万円以下の方

【注意】 以下に該当する方は対象外です

- ・個人市・県民税が非課税
- ・個人市・県民税均等割、森林環境税のみ課税の方

特別控除額

納税者本人 = 1万円

控除対象配偶者または扶養親族 = 1万円/人

※控除額が個人市・県民税額の所得割を超える場合は、所得割の額を限度とします。

実施方法などについては、国税庁ホームページをご覧ください。

